

政令第 号

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「三分の一」を「二分の一」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、都市開発資金の貸付けの対象となる施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の取得に必要な費用の範囲を改める必要があるからである。